



## 放送法問題の本質とは

放送法の解釈範囲をめぐり、政権のメディアへの介入問題が、今国会で議論されています。放送法問題の本質は何か。放送倫理・番組向上機構(BPC)放送倫理検証委員会委員長の川端和治弁護士に聞きました。

若林明

BPO放送倫理検証委員会元委員長

川端和治弁護士に聞く

—( 1 ) —

放送法について考へると、が、戦栗の擬造(ねつぞう)をいたされではならぬとの如きな役割をはたし、日本をはるの法とは、戦争中の放送に対する反対と海賊が、滅亡直前にまで至らしめた。た。その如くの海賊がいかに、軍部の支配下にあった放送放送法が立案されたので

た。そのいよいよの悔悟から放送法が立案されたのです。立法に闘争した眞摯や政治家たちはみな戦争を体験した人々でした。政府の言いなりにはなりず、自由に真実を追求する放送こそが、あの失敗を繰り返さないために必要だと考えられました。

# 「表現の自由」保障違反

これは占領軍が求めたことでもありました。軍国主義の復活を許さないために民主主義を確立しなければならず、そのためには憲論の自由が必要だとされたのです。憲論の自由を基本的人権として保障する新憲法の制定後、その理念に合致する放送法の立法が求められました。

ています。むろに電波法  
条は、放送事業者が放送  
に違反したときに停波な  
の処分ができるとしてい  
ます。政府は、これらの条  
に基づいて「政治的公平  
に及ぼした番組に対する電  
波法の処分が可能だとして  
います。しかしそれでは、  
府が政治的に不公平だと  
れる番組は行政処分によ

と」を番組編集準則に追加した放送法改定案の国会審議のときに、田中角栄郵政相（当時）は改正案の趣旨を説明として、番組編集準則を「表現の自由」を優先するものとしている。しかし、これがことなるじめかわればこそ、かを一生懸命工夫しながら述べ、各放送局がこの準則の精神を踏まえた番組基準

「放送の不偏不党、眞実及び自律を保障する」ことによって、放送における表現の自由を「確保する」と定めています。つまり放送法は、「表現の自由」を確保するための法律であり、その手段が「放送の不偏不党、眞実及び自律」の政府による保障なのです。

て規制でないといふことになり、表現の自由の確保放送法の目的であり眞實して1条の条文と矛盾します。また憲法と並ぶ表現の自由の保障にも違反します。

を目的的、自律的とする。この制度としたる所が、ある。また、番組基準は各局番組審議会に諮問した上で策定し、その内容を公表しなければならないと定めました。そして番組基準の順守は国民の批判と番組審議会の批判によるものであることを説明しているのである。

ための法律であり、その手段が「放送の不偏不党、真実及び自律」の政府による保障なのです。

**■倫理的規範**

なにればだらしないと定めた  
した。そして審議基準の原  
や本問題の主張と審議基  
本の主張と異なる趣旨だと  
説明してあるのです。

「政和元年六月二日」  
〔前編〕三三三

「細胞は風俗を離してはならぬ」と、例の「モロコシ」の如きが、たゞ一つの事実である。

(၁၂၂)